

会社法制(企業統治等関係)の見直しに向けた会社法改正について

～ 株主提案案件に対する制限の導入 ～

執筆者: 弁護士 設楽 公晴

December 2019

In brief

法務省法制審議会は、会社法制(企業統治等関係)部会における2年近くにおよぶ議論、検討を経た末、本年2月14日、総会において「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案」(以下、「要綱案」といいます。)を採択しました。要綱案は法務大臣に答申され、本年10月18日、政府によって、答申案に基づいてまとめられた「会社法の一部を改正する法律案」が第200回国会(臨時国会)に提出されました。その後、衆議院において一部修正案を可決されたのにつづき、12月4日、参議院においても可決、成立しました(以下、「本改正法」といいます。)

本改正法に基づく改正点は、(1)株主総会に関する規律の見直し、(2)取締役等に関する規律の見直し、そして、(3)その他の事項に大別されます。本改正法は、政令により、公布日から1年6月を超えない日(ただし、株主総会資料の電子提供制度、および、会社の支店の所在地における登記の廃止については、公布日から3年6月を超えない日)をもって施行日が指定される予定です(附則1条)。

本ニュースレターでは、本改正法による上記(1)株主総会に関する規律の見直しのうち、株主提案権を制限する新制度にフォーカスします。

この点、要綱案では、会社に対し、株主が提案できる議案の個数を制限できることを認めるほか、①株主による議案の提案が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、もしくは困惑させ、または自己もしくは第三者の不正な利益を図る「目的」でなされている場合、および、②株主による議案の提案、または、議案要領の通知請求によって、株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の「共同の利益」が害されるおそれがあると認められる場合にも、株主の議案提案を制限できるとしていました。しかし、後述するとおり、本改正法は議案の個数による制限のみを認め、上記①・②による制限の法制化は見送りました。

In detail

1. 改正前会社法下での株主提案権

会社法は、一定の条件を満たす株主に対し、株主総会における目的や決議事項を提案する権利を認めています。これが株主提案権と呼ばれるものです。

会社法が株主に認める提案権は、①議題提案権(会社法303条)、②議案提案権(同304条)、および、議案要領の通知請求権(同305条)の3つから構成されています。

ここで「議題」とは株主総会の目的である事項のこと、一方、「議案」とは、議題について、株主総会の決議に付される具体的事項のことといいます。例えば、「取締役選任の件」というのが「議題」、具体的な候補者を取締役に選任する議事が「議案」です。改正前会社法においては、ひとりの株主が1回の株主総会等に提案できる議題の個数や提案の目的等に関する明文上の制限はありませんでした。

まず、本改正法による改正点の説明をする前提として、改正前会社で株主提案権がどのように規定されていたかを簡単に説明したいと思います(もともと、本改正法によって、株主提案権に関する規律の基本的構成が変わったわけではありません)。

最初に、①「議題提案権」(同 303 条)とは、(イ)総株主の議決権の 100 分の 1 以上又は 300 個以上の議決権¹・²を、6 か月前³から引き続き有する株主が⁴、会社の取締役に対し、一定の事項を株主総会および種類株主総会(以下、「株主総会等」といいます。)の目的とすることを請求できる権利のことをいいます。この議題提案権は、(ロ)原則として株主総会等の 8 週間前までに行使する必要があります。また、(ハ)取締役会設置会社でない会社では、議決権割合・数、株式保有期間の要件はいずれも求められず、単独株主権として行使することが可能です⁵。

つぎに、②「議案提案権」とは、株主が、株主総会等の会場で、総会の目的である事項(当該株主が議決権を行使できる事項に限られます。)について議案(動議)を提出できる権利のことをいいます。ただし、提案された議案(動議)が、(a)法令や定款に反するとき、または、(b)過去に議決権の 10 分の 1 以上⁶の賛成が得られなかった議案と実質的に同一であって、かつ、賛成が得られなかった日から 3 年を経過していないとき、会社は当該議案(動議)を拒否できます(同 304 条但書、325 条)。

最後に、③「議案要領の通知請求権」とは、株主が取締役に対し、株主総会等の会日の 8 週間前⁷までに、総会の目的である事項について、自分が提案しようとする議案の要領を株主に通知すべく要求できる権利のことをいいます(同 305 条 1 項、325 条)。この権利があることで、株主は、自分で費用や事務作業の負担を負うことなく、他株主に対し、自分が提案しようとする議案を総会前に周知させることが可能になります。例えば、会社経営陣と株主とがそれぞれ議案を提案し、他株主を巻き込んでプロキシファイトになるケースでは、株主は、この議案要領の通知請求権を用いて、一般株主に対し自分の提案への賛同を求め、議決権行使の委任状を取りつけます。議場で初めて議案を持ち出しても(同 304 条)、会日に先だって、会社が一般株主から会社提案に賛同する委任状を集めてしまうと株主に勝ち目はないからです。

この株主の議案要領通知請求権には、議案提案権と同様の要件と、議案提案権と同様の制限が適用されます。すなわち、(イ)公開会社では、上記①(イ)と同様、株主は、総株主の議決権の 100 分の 1 以上または 300 個以上の議決権を有すること、および、(ロ)株式保有期間が継続 6 か月以上であるという条件を満たす必要があります。さらに、(ハ)取締役会設置会社でない会社では、保有株式割合・数や株式保有期間に関わらず、単独株主権としてこの権利を行使できます。その一方、議案要領通知請求権にも上記②と同様の制限があり、(a)株主が提案しようとする議案が法令・定款に反するとき、または、(b)過去に議決権の 10 分の 1 以上の賛成が得られなかったものと実質的に同一であり、その賛成を得られなかった日から 3 年を経過していないとき、会社は株主の請求を拒絶できます(同 305 条 4 項、325 条)。

このように、株主提案権は、一定の要件・制約があるものの、株主の経済的、事務的負担を最小限に抑えつつ、株主に対し株主総会等の議事へ積極的に参加する権利を保障しています。株主から建設的な提案がな

¹ 定款でこの割合・数を引き下げることができます。

² この保有株式の割合・数の要件は、他株主と共同で権利行使することにより満たすことが可能です。

³ 定款でこの期間を短縮することができます。なお、継続して 6 か月以上という保有要件は、全株式譲渡制限会社、かつ、取締役会設置会社である会社では求められません。

⁴ 保有期間要件については、請求日から遡って当該期間、継続して株式を保有していることが必要になります。一方、持株要件は、総会終結時まで必要と解されています。

⁵ このため、例えば、株主は保有議決権数に関わりなく、かつ事前の予告なく、株主総会等の議場で新たな議題を提案することができます。

⁶ 定款でこの割合・数を引き下げることができます。

⁷ 定款でこの期間を短縮することができます。

される限り、会社経営陣による会社運営をチェックし、少数株主の利益が会社経営に反映されることが期待できます。しかし、その反面、改正前会社法の下では、提案できる議題・議案の個数や内容に法定の制限がなかったことから、例えば、ある上場企業において、経営陣と対立する株主が 100 個を超える数の議案を提案したり、経営陣によってその一部しか総会に提出されなかったことを理由として、後日、総会決議取消の訴えを提起するといった濫用的な事例が散見されました。近時はそのような濫用的な株主提案権行使を無効とする裁判例が出されるようになっていました⁸。

2. 株主が提案できる議案の数の制限(本改正法により新たに導入された制限)

既出のとおり、これまで、経営陣と対立する株主がすべての議案が総会に上程されないことを見越して多数の議案を提案するという事例がありました。改正前会社法の下では、経営陣と対立する株主が株主提案権を悪用し、それが非建設的な裁判事件を誘発する可能性を十分に排除できていませんでした。そこで、本改正法は、株主が提案できる議案の「数」に以下の制限を設けることにより、このような非建設的な係争を未然に防止されることを企図しています。

- (1) 取締役会設置会社の株主が提案する議案の数が 10 を超える場合、株主から議案要領を株主に通知すべく請求があっても、会社は、10 を超える議案については株主の請求を拒否することができます。
- (2) 株主から提案された議案のうちどれが 10 を超えると取り扱うかは、原則として、取締役が判断できますが、株主が議案相互間に優先順位を付した場合には、その優先順位に従って判断されます。
- (3) 議案の個数の数え方については、次のルールが適用されます。
 - ① 取締役、会計参与、監査役または会計監査人(以下、「役員等」といいます。)の選任に関する議案の場合、実際の議案の数にかかわらず、1 個の議案としてカウントされます。
 - ② 役員等の解任に関する議案の場合、実際の議案の数に関わらず、1 個の議案としてカウントされます。
 - ③ 会計監査人を再任しないことに関する議案の場合、実際の議案の数に関わらず、1 個の議案としてカウントされます。
 - ④ 定款変更に関する 2 以上の議案の場合、別々に議決されると議決内容が相互に矛盾する可能性のある議案は 1 個の議案としてカウントされます。

ここで留意すべきは、会社が議案の「数」によって制限できるのは、(イ)取締役会設置会社での議案提案権であって、かつ、(ロ)議案要領通知請求権(同 305 条 1 項)に基づいて提案される議案に限られるという点です。逆にいえば、「数」に基づく議案提案権の制限は、取締役会設置会社でない会社における株主の議案提案権には及ばないという点です。加えて、取締役会設置会社であるか否かに関わりなく、株主の議題提案権(同 303 条)や、議場における議案提案(同 304 条)は制限されていません。

3. 目的等による議案の提案の制限(本改正法における導入が見送られた制限)

もともと、要綱案は、株主による議案の提案(ここでいう「議案の提案」には、議案要領通知請求権による提案(同 305 条 1 項)のみならず、議場における議案提案(同 304 条)が含まれます。)が次の①・②いずれかに該当する場合も、会社は、当該株主の議案提案を制限できるとしていました(修正前会社法改正案 304 条 2 号・3 号、同 305 条 6 項 2 号・3 号)。

- ① 株主による議案の提案が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、もしくは困惑させ、または自己もしくは第三者の不正な利益を図る「目的」でなされていること。
- ② 株主による議案の提案、または、議案要領の通知請求によって、株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の「共同の利益」が害されるおそれがあると認められること。

この提案権の制限は、株主提案権の行使が権利の濫用に該当する典型的な場合を明文化したものです。株主が不当な目的等で株主提案をしているとして会社がこれを拒絶する場合、会社に対し、株主にその判断を通知する義務を負わせるものではないと解釈されていました。

⁸ 東京高決平成 24 年 5 月 31 日資料商事 340 号 30 頁、東京地判平成 26 年 1 月 30 日、東京高判平成 27 年 5 月 19 日金商 1473 号 26 頁、横浜地決令和 1 年 5 月 20 日資料商事 424 号 126 頁など。

さらに、上記「目的等」による制限は、議案要領通知請求権の行使による議案提案のみならず、株主総会等の議場における議案（動議）提案にも及びます。一方、議題提案権（会社法 303 条）は、「目的等」を理由とする制限の対象となりません。また、議案の「数」による制限の対象は取締役会設置会社における株主提案に限定されますが、「目的等」による制限は、当該会社が取締役会設置会社であるか否かを問わない、とされてきました。

こうした要綱案の趣旨は、株主提案権が濫用された場合に、会社に対し当該株主提案を拒否できることを認める点にあり、立法趣旨そのものは首肯できます。しかしその一方、「困惑させる目的」や「株主共同の利益が害されるおそれ」という要件は不明確であるという批判がありました。それに加え、株主提案権が行使されるのは、通常、一定割合又は議決権数を有する株主が、会社経営陣の経営方針に反する内容の議案を提案する場合、あるいは、経営陣の不正行為や不適切な経営判断を追求する場合ですが、そのようなケースにおいて、提案される議案の内容は違法でなくても、会社経営陣が「困惑」を理由として当該議案の提案を制限できる余地が生まれるのではないかという懸念がありました⁹。さらに、上記①・②は、提案権行使が権利の濫用（民法 1 条 3 項）にあたる典型的な場合を明文化したものですから、個々の濫用事例には、民法の一般法理に基づき、裁判所の判断を通して対処することが可能です。会社法で濫用事例を類型化するのであれば、実務事例の集積を待ち、明確性が担保されるべく細心の注意をもって行われる必要があります。

こうした議論の結果、前記①・②に基づき会社が株主提案権を拒絶できるとする規定は本改正法から削除され、議案の内容に基づいて提案権が制限されるケースの類型化は、裁判例や株主総会の実務の集積等を踏まえ、引き続き検討されることになりました。

4. まとめ

本改正法は、会社に対し株主提案権をその議案の「数」に基づき制限し得る事由を明文化した点に意義があります。一方、本改正法は、議案の「数」以外の要素に基づく制限を見送ったものの、権利濫用法理に基づいて株主提案権を制限する余地を否定するものではありません。したがって、改正会社法が施行されると、株主提案権に対する制限は以下のように整理することができます。

	議題提案(法 303 条)	議場における議案提案 (法 304 条)	議案要領通知請求に基づき議案提案(305 条)	取締役会設置会社でない会社
「数」による議案提案の制限(10 を超える議案の制限)	×	×	○	×
「目的等」による議案提案の制限	×	×	×	×
一般法理(権利濫用等)による制限	△ (事例による)	△ (事例による)	△ (事例による)	△ (事例による)

本改正法により、例えば、経営陣と対立する株主が膨大な数の議案を提案し、それらがすべて総会に上程されなければ総会決議取消請求訴訟の提起や、議案執行の停止を求める保全事件の申立てを仄めかして交渉に利用しようとするといった濫用事例はなくなるものと予想します。一方、議案の内容が不正または不当な株主提案は、裁判例の集積の中で濫用事案の類型化を通じ、そのような事例がなくなっていくことを期待したいところです。株主提案権の濫用がなくなっていけば、経営陣も株主の提案に真摯に、かつ丁寧に向き合う必要が生じます。株主提案がその本来の目的に沿って運用されていくことを通じて、会社経営の透明化と合理化が実現されていくことを期待します。

⁹ 一定の影響力を有する株主により、会社の方針に沿わない議案や、会社経営陣の不正を糾す議案提案されたとき、会社経営陣は多かれ少なかれ「困惑」するのが普通であると考えられます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル

電話：03-5251-2600(代表)

Email: pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan 全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan は、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

弁護士

設楽 公晴

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亙る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2019 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。